

議案第25号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成24年3月5日

三朝町長 吉田秀光

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線の引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線の引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後	改正前
<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 消費者安全法（平成21年法律第50号）第8条第2項第1号及び第2号の規定に基づく消費生活相談等の事務並びにこれらの事務に附帯する事務に關すること。</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>(広域連合が作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 消費者安全法第8条第2項第1号及び第2号の規定に基づく消費生活相談等の事務並びにこれらの事務に附帯する事務に關して広域連合及び関係市町が行う事務に關すること。</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p><u>(13) 略</u></p> <p>別表（第18条関係）</p>	<p>(広域連合の処理する事務)</p> <p>第4条 広域連合は、次に掲げる事務を処理する。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p>(広域連合が作成する広域計画の項目)</p> <p>第5条 広域連合が作成する広域計画は、次の項目について記載するものとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p><u>(11) 略</u></p> <p><u>(12) 略</u></p> <p>別表（第18条関係）</p>

区分	負担割合	区分	負担割合
略		略	
障害者自立 支援審査費	略	障害者自立 支援審査費	略
消費生活相 談業務費	均等割 20% 人口割 30% (最近の国勢調査人口 による負担割合) 実績割 50% (前年の相談実績に基 づく負担割合)		

附 則

この規約は、公布の日から施行する。ただし、この規約による改正後の第4条及び第5条の規定は、平成24年4月1日から施行する。